

長野県環境保全研究所外部評価懇談会開催要領

1 目的

長野県環境保全研究所外部評価懇談会開催要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、懇談会の開催に関して必要な事項を定める。

2 評価対象

（1） 研究所の組織体制、業務全般等、今後の調査研究のあり方、要望等の提言

（2） 事業及び調査研究

ア 継続研究の進捗状況及び途中成果

イ 終了研究の目的達成度、成果及びその活用方法

3 評価の実施

研究所長は評価が必要な事項について外部評価を実施するものとする。

4 評価の活用

研究所長は評価の結果を、組織運営等に活かすとともに、今後の研究課題の構築などに活用するものとする。

5 評価の公表

評価結果については研究所ホームページに掲載する等の方法により公表する。

6 その他

（1） 秘密保持

外部評価構成員は評価対象に係る個人情報、知的財産権等の秘密を保持するとともに、評価内容の公開に際しても適切な配慮を行う。

（2） 評価方法等の見直し

研究所を取り巻く環境の変化等に対応するため、必要に応じ評価の実施方法を見直すものとする。

附則

この要領は平成18年11月6日より適用する。

（平成23年3月30日一部改正）

（平成31年3月29日一部改正）

（令和5年7月10日一部改正）

（令和7年2月18日一部改正）